

# 判決口語化の模索

—伝統と革新の間で—

永澤 濟

nagasawaitzuki@gmail.com

キーワード： 口語化 口語体 言文一致 文体 近代日本語 民事裁判 判決

## 要旨

前稿（永澤 2016）で、戦前、伝統的な非口語体判決が大勢を占める中で口語体判決を書いた一人の裁判官の先駆的試みを取り上げたが、その後任の裁判官もまた、同じ飢肥区裁判所で口語体判決を書いていた。前任者に倣った面があるものの、ひらがなでなくカタカナによる伝統的なスタイルに回帰し、主文には命令形を用いたり非口語体を用いたりするなど、独自に口語化を追求した跡が見て取れる。ともに口語体判決を企図しながら異なる様相を呈す二人の裁判官の判決は、口語化の実現が一筋縄ではいかなかったことを示している。

## 1. はじめに

永澤（2016）において、櫻木繁次という一人の裁判官が昭和初期に書いた口語体判決を取り上げた。当時、司法界では一般社会から一步遅れて口語化が唱え始められていたが、まだ非口語体の判決が大勢を占めていた。そのような中で書かれた櫻木の口語体判決には、現代の書き言葉で用いられないような口語性の高い表現や当事者の主張の直接引用のスタイルがみられ、判決の口語化が単純ではなかったことを示している。

今回の調査で、櫻木が1938年（昭和13年）8月から1941年（昭和16年）1月に異動になるまで勤めた飢肥区裁判所（宮崎県）の判決簿冊の中に、櫻木の後任、山下辰夫判事による口語体判決が4通含まれていることがわかった。同簿冊には、前任の櫻木による口語体・非口語体の判決も綴じられており、山下は櫻木の影響を受けて口語体判決を書いたとみることができる。

しかし、両者の口語体判決を比べると、山下が櫻木に倣ったとみられる点がある一方、山下が独自のやり方で口語化を試みている面もある。また、山下は櫻木と同様、同時期に非口語体でも判決を書いており、口語体判決をめぐる試行錯誤が繰り返されていたことがうかがわれる。

本稿では、戦後に公文書が一斉に口語化される以前に小さな区裁判所で書かれた口語体判決の2件目の事例として、山下辰夫判事の判決4通を紹介し、山下自身の非口語体判決、および前任の櫻木判事の口語体判決と比較することにより、判決口語化の模索について考察する。

## 2. 資料について

本稿で資料とする山下の口語体判決4通は、「民事判決及びそれに関連する文書の原本資料群」(永澤2016:148-149)のうち、飢肥区裁判所の判決簿冊1冊(国立公文書館つくば分館所蔵)に綴じられている。簿冊表紙に「自昭和十五年一月至昭和十七年十二月 飢肥区裁判所 通常訴訟事件 裁判原本(ハ)(ヘ) 保存始期昭和十八年一月 終期永年」とあり、簿冊冒頭の目録に51件の訴訟が列挙されている<sup>1</sup>。

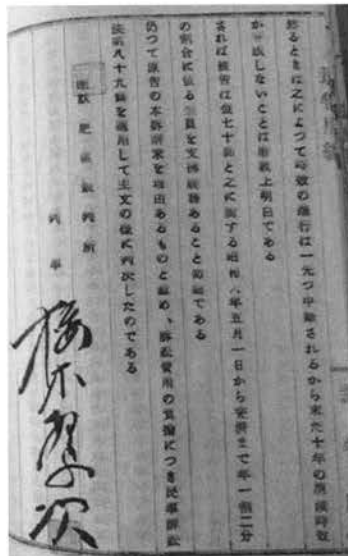


山下の口語体判決

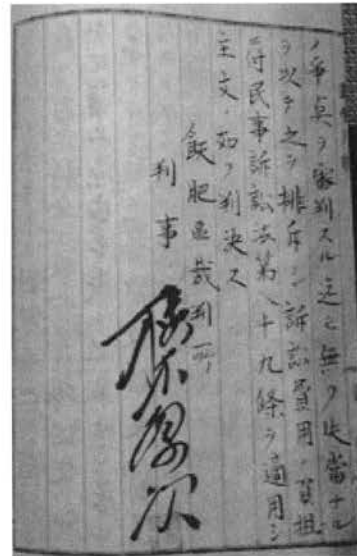


山下の非口語体判決

このうち山下の名前が付された文書が21通あり、うち口語体判決が4通(写真左上)、非口語体判決が17通(写真右上)である。また櫻木の名前が付された文書が24通あり、うち口語体判決が3通(写真左下)、非口語体判決が21通(写真右下)である。



櫻木の口語体判決



櫻木の非口語体判決

<sup>1</sup> 目録に示された51件のうち末尾の1件は「十八年分ニ綴ル」と注記され、実際には別の簿冊に編綴されている。よって、本簿冊におさめられているのは50件分の訴訟文書である。

その他、当簿冊には上級の宮崎地方裁判所民事部の控訴審判決謄本、大審院民事部の上告審判決謄本等が合綴されており、丁数407である。

山下、櫻木ともに口語体判決は、「タ」「デアル」体の文末を特徴とする。一方、非口語体判決は、「ナリ」「タリ」体の文末を特徴とし、両者ともに口語体との違いは一目瞭然である。筆記手段は手書きのものとタイプライターによるものが混在する<sup>2</sup>。

当時、判決は非口語体で書かれるのが通常であった中で、1冊の簿冊に2人の異なる裁判官による口語体判決が編綴され、かつ、両人の非口語体判決も合綴されている貴重な簿冊といえる。

以下、山下の口語体判決の実態を示し、口語化模索の足跡を考察する。

### 3. 山下判決

#### 3.1 山下の経歴

山下辰夫判事の経歴は次のとおりである。1938年（昭和13年）10月に尾道区裁判所兼広島地方裁判所尾道支部判事に任官してから、1974年（昭和49年）に弁護士再登録するまで裁判官を務めた。

- 1904年（明治37年） 2月23日生（日向国都城市）①④<sup>3</sup>【宮崎県】
- 1929年（昭和4年） 12月 高等試験司法科合格 ④⑧
- 1930年（昭和5年） 7月 弁護士名簿登録 ①④
- 1931年（昭和6年） 3月 中央大学法学部卒 ④⑧
- 1938年（昭和13年） 10月 尾道区裁判所兼広島地方裁判所尾道支部判事 ①④<sup>4</sup>【広島県】
- 1939年（昭和14年） 9月 庄原区裁判所判事 ①②④【広島県】
- 1941年（昭和16年） 1月 飫肥区裁判所判事 ④【宮崎県】
- 1944年（昭和19年） 3月 福江区裁判所兼長崎地方裁判所福江支部判事豫審掛 ④【長崎県】
- 1945年（昭和20年） 9月 長崎地方裁判所兼区裁判所判事 ④【長崎県】
- 1947年（昭和22年） 5月 長崎地方裁判所判事豫審掛 ④【長崎県】
- 11月 長崎簡易裁判所判事兼長崎地方裁判所判事 ④【長崎県】
- 1949年（昭和24年） 3月 福岡高等裁判所宮崎支部判事 ④【福岡県】

<sup>2</sup> 山下の口語体判決は1通が手書き、3通がタイプライターによる。櫻木の口語体判決は全てタイプライターによる。

<sup>3</sup> 略歴各項末の数字は以下の典拠を示す。

① 1940年『大日本司法大観』（『日本法曹界人物事典』第5巻〔司法篇〕ゆまに書房、1995年）

② 1940年『職員録』

③ 1957年『職員録』

④ 1957年『司法大観』（財団法人法曹会）

⑤ 1959年『職員録』

⑥ 1960年『職員録』

⑦ 1961年『職員録』

⑧ 1977年『全国弁護士大観』（法曹公論社）

<sup>4</sup> ④には「尾道区裁判所判事」の経歴のみ記される。

[※この間不明]

1957年（昭和32年） 福岡高等裁判所宮崎支部判事 ③【福岡県】  
1959年（昭和34年） 熊本地方裁判所判事 ⑤【熊本県】  
1960年（昭和35年） 熊本地方裁判所判事 ⑥【熊本県】  
1961年（昭和36年） 熊本地方裁判所判事 ⑦【熊本県】

[※この間不明]

1974年（昭和49年） 弁護士再登録  
1979年（昭和54年） 死去<sup>5</sup>

山下は、1941年（昭和16年）1月より1944年（昭和19年）3月に福江区裁判所兼長崎地方裁判所福江支部判事豫審掛に異動するまで、飫肥区裁判所で判事を務めた。前任の櫻木は1938年（昭和13年）8月から飫肥区裁判所に勤め、1941年（昭和16年）1月に山鹿区裁判所に異動しているため、櫻木の職を山下が引き継いだといえる。後任の山下は、この間、櫻木の影響を受けて口語体判決を書いたと考えられる。

### 3.2 山下の口語体判決の特徴

以下、飫肥区裁判所における山下の口語体判決4通の特徴を、同時期の山下自身による非口語体判決、および前任の櫻木による口語体判決と比較しながらみていく（山下の口語体判決4通と、山下の非口語体判決の典型例の全文をTULIP電子版に掲載）。

#### 3.2.1 カタカナか、ひらがなか？

まず、山下の口語体判決に最も特徴的なのは、ひらがなではなくカタカナが用いられていることである。次のように、山下の口語体は、一般的な非口語体判決で伝統的に用いられてきた「漢字カタカナ交じり」のスタイルを踏襲し、文言のみを口語化している（下線部は非口語と口語体の対応する文言）。

##### (1) 山下非口語体判決

仍テ訴訟費用ノ負擔ニ付民事訴訟法第八十九條ヲ適用シ主文ノ如ク判決ス

〔飫肥区裁判所「昭和16年（ハ）第33號勞務賃金請求事件」／1941年6月24日〕

##### (2) 山下口語体判決

ヨツテ原告ノ本訴請求ハ理由アルモノト認メラレルカラ、訴訟費用ノ負擔ニツイテ民事訴訟法第八十九條、第九十三條第一項ヲ適用シ主文ノ通り判決スル。

〔飫肥区裁判所「昭和17年（ハ）第24號建物登記ノ更正登記申請手續等請求事件」／1942年8月27日〕

<sup>5</sup> 『宮崎県弁護士会[以下、書名不明]』による。

(1)(2)はともに判決末尾の表現であるが、(1)の非口語体では「付」「(判決)ス」「如ク」で表していたところを、(2)の口語体では「ツイテ」(テ形)、「(判決)スル」「通り」と言い換えており、文言は口語化しているが、漢字カタカナ交じりのスタイルは変化していない。

一方、櫻木の口語体は、次のように非口語体における伝統的な漢字カタカナ交じりのスタイルを棄て、「漢字ひらがな交じり」で書かれていた<sup>6</sup>。

### (3) 櫻木非口語体判決

仍テ當裁判所ハ被告ニ於テ原告ノ主張事實ヲ自白シタルモノト看做シ該事實ニ基ク原告ノ本訴請求ヲ正當ト認め訴訟費用ノ負擔ニ付民事訴訟法第八十九條ヲ適用シ主文ノ如ク判決ス

〔飢肥区裁判所「昭和15年(ハ)第104號貸金請求事件」/1940年9月30日〕

### (4) 櫻木口語体判決

そこで當裁判所は被告は既に原告の主張事實を自白したものと看做し、その事實に基いて原告の本訴請求を正當と認め訴訟費用の負擔につき民事訴訟法第八十九條を適用して主文の様に判決したのである

〔飢肥区裁判所「昭和15年(ハ)第117號遊興費請求事件」/1940年8月27日〕

このように、山下は前任の櫻木に影響を受けて口語体判決を書いたとみられるものの、そのスタイルは櫻木をそのまま模倣するものではなかった。櫻木を模倣しつつも、山下がひらがなではなくカタカナを選択した点には、伝統的なスタイルへの回帰志向が見て取れる。

同じ頃、口語体判決にカタカナを用いるか、ひらがなを用いるかについて、東京控訴院部長であった金澤潔判事が「口語体判決を書いて」(1941年)のなかで次のように述べている。

- (5) 判決を口語體で書くときに、これまで通り、片假名を用いるか、平假名に改めるかは、一つの問題である。わたくしは、初めは、口語體でも、やはり片假名を用いていたが、その後平假名で書くことに改めた。どうもこの方がよいようである。

片假名と平假名の起源については、學者の説くところ必しも一致しないが、國文系統の文章には多く平假名が使われ、片假名は漢文訓讀の送り假名として、或は漢文崩しの文語文に主として用いられてきたことは疑のないところである。[中略]

<sup>6</sup> 櫻木は(3)の非口語体では「仍テ」「ニ於テ」「(自白)シタル」「該」「基ク」「(適用)シ」「如ク」「(判決)シ」「如ク」「(判決)ス」で表していたところを、(4)の口語体では「そこで」「は」「(自白)した」「その」「基いて」「(適用)して」「様に」「(判決)したのである」と言い換えており、文言を口語化するとともに、新たに漢字ひらがな交じりのスタイルを採っている。

一般社会では、口語體の發達と普及にともない、平假名が殆ど原則的に用いられることになって、今日では、片假名は文語體に限られた場合にのみ使われているに過ぎない。それで、判決も、口語化すると共に、平假名に改めるのが適當であると考ええる。[中略]

判決も、右の如き國語の發達から例外ではあるべきでない。これが、私どもが口語體判決に平假名を用いている理由である。決して奇を好む次第ではない。

ことに、タイプで打つた場合には、平假名の方がだんぜん美しい。

[金澤潔「口語體判決を書いて」／1941年]

これによると、金澤判事は当初、口語體判決にカタカナを用いていたが、その後、ひらがなを用いるようになった。ひらがなを採用した理由は、「奇を好む」ためではなく、一般社会の変化に合わせた結果だとされる。

ではなぜ、金澤判事や櫻木判事が口語體判決にひらがなを採用した一方で、山下判事は伝統的なカタカナを用いたのだろうか。そこには、急進的な改革を回避する意図があったのではないだろうか。文言を口語化することにより判決の大衆化を企図しながらも、形式面では伝統的なカタカナを維持し、新旧のバランスをとった可能性がある。

実際、判決を口語化しようとする一派に対して反対意見があったことは間違いない。金澤判事は、前掲書（金澤 1941:151）のなかで、「(一) 口語體では判決の威嚴がたもてない<sup>7</sup>、(二) 口語體の文章は冗漫だから判決には適し[ママ]ない、(三) これまでの文語體の型は過去五十年に亘る先輩の苦心の結晶であり、従つて、判決には最も適當な様式だから、今さら口語體に改める必要はない」といった反対意見をあげている。

山下のカタカナ使用は、このような立場に対しての緩和的措置であったとの見方ができる。

### 3.2.2 山下判決主文にみられる伝統志向

山下判事が、口語體判決にひらがなではなく伝統的なカタカナを用いたことのほかに、次のような判決主文のスタイルにも、山下の伝統志向がうかがわれる。

#### (6) 山下口語體判決（この主文部分のみ非口語體）<sup>8</sup>

主文

被告 Y ハ原告ニ對シ家屋臺帳上其ノ家屋臺帳面ノ  
地番及床面積並ニ家屋明細ガ別紙目錄第二表ノ如クアル  
ヲ別紙目錄第三表ノ如ク之ガ更正申告手續ヲナシ、且ツ

<sup>7</sup> これと同趣旨の指摘として、弁護士森腹が「口語體判決は威嚴がないから、いけない。判決はやはり文語體がよい」とゆう議論は度々聞いた」[森腹「口語體判決と威嚴との關係」／1939年]と述べている。

<sup>8</sup> プライバシーへの配慮から、原告は X、被告は Y 等の記号で表した（ここに引用したのは判決の一部であるため、原告名 X は現れていない。判決全文は TULIP 電子版に掲載）。

建物登記ノ表示ガ別紙目録第一表ノ如ク登記シアルヲ別  
紙目録第三表ノ如ク之ガ更正登記申請手續ヲナスベシ。

被告株式会社 Z 銀行及被告 Y ハ原告ニ對シ

鈺肥區裁判所昭和八年九月三十日受附第五〇九（ハ）[印（判事山下辰夫）]號ニヨリ  
別紙目録第一表ノ物件ニツキナサレタル根抵當權設定登

記及其ノ附記登記ノ各抹消登記申請手續ヲナスベシ。

訴訟費用ハ被告等ノ負擔トス。

〔鈺肥區裁判所「昭和 17 年（ハ）第 24 號建物登記ノ更正登記申請手續等請求事件」／  
1942 年 8 月 27 日〕

(7) 山口口語体判決（この主文部分のみ非口語体）

主文

被告ハ原告ニ對シ金三百圓及ヒ之ニ對スル昭和十六年五月二十二日

ヨリ右支拂濟ニ至ル迄年一割二分ノ割合ニ依ル金員ヲ支拂フベシ。

訴訟費用ハ被告ノ負擔トス。

〔鈺肥區裁判所「昭和 17 年（ハ）第 27 號貸金請求事件」／1942 年 10 月 5 日〕

(6)(7)は山下の口語体判決 4 通のうち 2 通の判決主文であるが、下線部、文末表現「ベシ」「(負擔ト)ス」に明らかなように、この主文部分のみ、伝統的な非口語体で書かれている（全文は TULIP 電子版を参照されたい）。主文以外の箇所では「(判決)スル」「(述べ)タ」「デア  
ル」等の文末表現が用いられ、主文のスタイルとは明確に異なっている。

一方、櫻木の口語体判決では、次のように主文にも他と区別のないひらがな書きの口語体が採用されている。

(8) 櫻木口語体判決

主文

被告は原告に對し、金七拾圓と之に對する昭和六年五月一日以降完済

に至るまで年一割二分の割合に依る金員を支拂ふこと

訴訟費用は被告の負擔とする

〔鈺肥區裁判所「昭和 15 年（ハ）第 101 號貸金請求事件」／1940 年 11 月 30 日〕

では、山下が主文にのみ伝統的な非口語体を用いた理由は何だったのだろうか。櫻木とは異なるスタイルを選択した背景には、山下の何らかの意図があったものと考えられる。

これについて、口語体判決を書く際に、主文のスタイルの選択がいかに困難であったかを、

金澤判事が前掲書（金澤 1941:155-156）で端的に述べている。

- (9) これまで判決を口語體で書くには、主文をどうするかがまず困難な問題とされた。現に、穂積先生<sup>9</sup>なども「差當りの問題としては、口語體判決文だから主文まで口語其儘でなくてはならぬと云う程に拘泥するにも當るまい。主文は暫らく「何々に處す」「何々すべし」として置いて、將來の大成を期する方がよくはあるまいか。」と昭和五年一月に述べられたこともある。實例にも主文だけは従來の文語體の型をそのままに保存したものが相當多い。わたくしの部でも、はじめに書いた判決では、やはり同じく「ママ」方針を採っていた。

しかし、口語體判決論も最近の歴史だけでもすでに十年、初めの啓蒙時代からいろ／＼の試練を経て、もはや本格的の實行時代にはいつたのであるから、これを大成するためには、どうしても主文までも口語化することが望ましい。でない、何となく中途半端の感じを免れない。わたくしも昭和十四年の初めから、そうゆう感じを強くして、主文の口語化を實行するに至った。

〔金澤潔「口語體判決を書いて」／1941年〕

ここにみられるように、当初より、口語體判決推進派のなかでは、主文をどのようなスタイルで書くかが問題となっていた。山下のケースに限らず、主文だけを伝統的な非口語體で書いた例が多かったようである。

その理由として、金澤（1941:156-157）は、被告に特定の行為の履行を命ずる「給付判決」の場合、文末を「支払へ」のような命令形にするか、「支払ふこと」のような「～こと」形にするべきかをめぐり、判断が揺れていたことをあげている。金澤自身、1939年（昭和14年）5月頃まで命令形を用いていたが、「初めは、何だか落付かない、物足りない感じもした」（金澤 1941:156）と振り返る（主文の命令形については次節で詳述）。結局、金澤は「文理大の保科孝一教授などの専門的御意見をもきいて、牧野さんのお考え通り、「支拂ふこと、明渡すこと、手續すること」などの書き方が、國語の傳統にそつた最も適當な主文の書き方である、との結論に達した」（金澤 1941:156-157）とし、「～こと」形を採用することとなった。

<sup>9</sup> 民法学者の穂積重遠博士。穂積博士は、1943年（昭和18年）まで東京帝国大学法学部教授を務めた後、44年貴族院議員となり、49年（昭和24）に最高裁判所判事となった。穂積博士は、1930年（昭和5年）「はなしごとく」の中で、「判決を口語體で書く最大の實益は、平易で了解し易いと云うことの外に、過不及なく情理を盡し得ること」と思う。〔中略〕「夫レ然リ豈夫然ランヤ」式の漢文口調は、やゝもすれば讀む人を煙に捲くのみならず、書く人自身が文章の綾に眼をくらまされる危険がある。判決としては最も避くべき所である。〔「有關法學（二）」第三話（『法律時報』2-1）〕とし、口語體判決に賛成の立場を示したうえで、「差當りの問題としては、口語體判決文だから主文まで口語其儘でなくてはならぬと云う程に拘泥するにも當るまい。主文は暫らく「何々に處す」「何々すべし」として置いて、將來の大成を期する方がよくはあるまいか」と述べている。



こうした難しい選択を迫られるなかで、山下は口語体判決の主文に(6)(7)のような非口語体を採用したわけだが、そこには、裁判所の権威を示す意図があったのではないか。主文は裁判所の判断の結論部分であるが、そこに口語体を持ち込むと、上述の金澤の感想に「物足りない」とあるように、軽すぎる感じがあったものと想像される。そこで山下は、伝統的な非口語の書き言葉——漢文訓読から生まれた、漢字とカタカナによるフォーマルなスタイル——を用いることにより、形式的かつ重厚な表現を志向したものと考えられる。

他方、山下の口語体判決の主文以外の部分（「事実」や「理由」）に目を向けると、日常語の口頭表現をそのまま紙面に置き換えて口語性を高めており、わかりやすさを志向したことがうかがわれる。そのことは、4通のうち最も長い【山下口語体判決の例②】（TULIP 電子版に全文掲載）に特に顕著である。たとえば次のように、

#### (10) 山下口語体判決

原告ハ被告Yガ御廳昭和十三年（ハ）第一一五號約束手形金請求事件ノ執行力アル判決正本ニ記載シテアル約束手形金千圓ヲ支拂ハナイカラ、其債權デ本件建物ニ對シ強制競賣ノ申立ヲシヤウトシタトコロ、本件建物ハドンナ事情ガアツタノカ、家屋臺帳上ハ別紙目録第二表ノ通りニナツテ居ルノニ登記簿上ハ別紙目録第一表ノ通り記載シテアリ、其ノ上實際ノ建物ハ別紙目録第三表ノ通りデアツテ夫々違ツテ居ルカラ、其ノ手續ヲスルコトガ出来ナイ。ソコデ原告ハ被告Yニ對シ先ツ家屋臺帳ト建物登記簿ニ記載シテアル建物ト別紙目録第三表ノ通り夫々更正シテ貰ヒタイノデアル。

〔飢肥区裁判所「昭和17年（ハ）第24號建物登記ノ更正登記申請手續等請求事件」ノ1942年8月27日〕

「ドンナ事情ガアツタノカ」という口語性の高い挿入句が用いられ、原告の立場に裁判所が成り代わる形で、その主張を主観的に述べている。その他、「シヨウトシタ」「ノニ」「貰ヒタイ」「ノデアル」等、原告の主観の表れる口語表現が多用されている。

また、裁判所自体の判断を述べる部分でも、次のように、

#### (11) 山下口語体判決

仍テ今本件ニツイテ之ヲ觀レバ、前叙認定ノ通り本件建物ハ家屋臺帳ト建物登記簿ソレニ實際ノ建物トハ夫々違ツテキテ、實際ノ建物ノ坪數ハ登記簿記載ノ坪數ヨリ少ナイノデアルカラ、原告ガ被告Yニ對スル約束手形金千圓ノ債權（本件債權ノ存在ニツイテハ當事者争ヒナイモノト認メル）デ本件建物ニ對シ強制競賣ノ申立ヲシヤウトシテモ、前段説示ノ手續ヲ經ナイ限リ現在ノマヽ[ママ]デハ其ノ申立ノ手續ガ出来ナイ譯デアル。

而シテ根抵當權設定登記ガ抹消サレナイデソノマヽ[ママ]残ツテ居ルコトハ前叙認定ノ通りデアルカラ、若シ本件建物ガ競賣セラレ、競落人ニ於テ之ヲ競落シテモ後デ抹消ノ手續ヲシナクテハナラナイコトニナリ、之ガタメ費用ヲ要スルコトモアロウ[ウ]字ヲ書シ又抹消ニ關スル訴訟デモ起キルオソレガナイトモ限ラナイカラ、自然競落代金ノ低減ヲ來タシ一般債權者ヲ害スルヤウニナルノヲ免レナイ。

ソウシテ觀ルト原告ハ被告Yニ對シ別紙目錄第三表ノ通り家屋臺帳ノ更正申告手續ト建物登記ノ表示ノ更正登記手續トヲ求メ、尚ホ被告Yト被告銀行ニ對シ本件根抵當權設定登記及其ノ附記登記ノ各抹消登記手續ヲ求メ[印(判事山下辰夫)]メルニツイテ法律上正當ノ利益ヲ有スルモノト解スルコトガ出來ル。

[鈿肥区裁判所「昭和17年(ハ)第24號建物登記ノ更正登記申請手續等請求事件」/1942年8月27日]

「觀レバ」「ノデアル」「譯デアル」「ナイ限り」「デモ(起キル)」「オソレガナイトモ限ラナイ」等、裁判所ノ判断を主観的に表わすような口語表現が多用されている。

この点は、永澤(2016:152-153)に示したように、櫻木の口語体判決にも共通して見られる特徴であり、裁判所が客観的な判断を述べつつも、その提示の仕方には主観性を帯びた口語表現が使われている点に、読み手への強い意識がうかがわれる。

### 3.2.3 山下判決主文における命令文の使用

山下の口語体判決主文には、前節のような非口語体とは異なる、「命令形」を用いたスタイルもみられる。

#### (12) 山下口語体判決

主文

被告ハ原告ニ金九十圓ヲ支拂エ。

訴訟費用ハ被告ノ負擔トスル。

[鈿肥区裁判所「昭和17年(ハ)第30號賣掛代金請求事件」/1942年7月28日]

これは、先の2通(6)(7)に先んじて書かれたもので、当簿冊中の山下の口語体判決のうち最も古いものであるが、口語体で、かつ1文目に「支拂エ」という命令形が使われている。<sup>10</sup>「支拂エ」と、相手に直接的に呼びかけ命令する形式には、読み手に対する強い意識が表れていると

<sup>10</sup> この他、山下の口語体判決の4通のうち1通は、宮崎地方裁判所への「移送」を判断した、やや特殊なもので、主文は次のような口語体の形式となっている。

主文

本件ヲ宮崎地方裁判所ニ移送スル。

[鈿肥区裁判所「昭和17年(ハ)第43號土地所有權移轉登記申請手續並損害賠償請求事件」/1942年11月15日送達、同25日確定]

いえ、(10)(11)とも共通するものがある。

一方、前任の櫻木の口語体判決では一貫して「支払ふこと」のような「～こと」形がとられていた。

前節で、「給付判決」の文末を「支払へ」のような命令形とするか、「支払ふこと」のような「～こと」形とするべきかをめぐり、裁判官たちの判断が揺れた事情にふれたが、当時、司法界では、判決主文に命令形を使うことに多くの反対があった。金澤（1941:156）によると、1939年（昭和14年）5月の國語協會法律部會<sup>11</sup>の席上で、主文の命令形について「この主文の書き方は、当事者の立場で讀むと、非常に感じが悪い。せつかく苦心して書いた口語體判決も、この主文で臺なしになる。「支拂ふこと、明渡すこと」とするのがよい」と忠告され、周囲に広く意見を聞いたところ、「動詞の命令形そのままの主文は感じが悪いとゆふ意見が絶對多數」との結果を得たとされる。

山下が(12)の命令形の判決を書いたのはこれより後のことであるが、以上のような趨勢を受けてか、山下はこの判決の後、命令形を辞し、上述(6)(7)のような非口語体の主文へと方向転換をした。既に述べてきたように、金澤（1941:156-157）によれば、口語体判決の主文のスタイルの時代的変遷は、(1)非口語体「～べし（支払ふべし）」「～に処す」→(2)命令形（支払へ）→(3)「～こと（支払ふこと）」の順であるが、山下の選択はいわばこの逆をたどるものであったといえる。

このように(12)の判決主文に命令形を選択し、その後、(6)(7)の主文では非口語体を選択した山下の明確な意図は不明だが、そこには、口語化により何を実現しようとし、非口語体で何を表すかということをめぐるの、山下の模索の一端が表れているといえる。

#### 4. 判決口語化が何をめざしていたか

山下判事ら裁判官たちは、以上のような判決口語化により何をめざしていたのだろうか。

山下自身の考えを直接に伝える資料は管見の限りないが、同時代に判決口語化の主導的立場にあった金澤潔判事は「判決を口語化する必要は、それを書く者の立場からも、讀む者の立場からも、多くの人によつて、いろ／＼に説かれる」としたうえで、「判決の口語化が、裁判に對する國民の信頼と威信を保つために、必要である」と述べている（金澤潔 1941:150）。

千種達夫判事もまた、「裁判は國民のための裁判であつて、裁判所は國民の信頼の上に立つ。したがつて、裁判は國民の近づき易く、親しみ易いものでありたい」（千種 1948「自序」）とし、判決の平易化・口語化を積極的に試みた。

さらに、金澤判事は、判決口語化の目的として、「國民（当事者）が理解しやすい判決を書く」だけでなく、「裁判官自身が、日常の平易な言語で書くことにより（漢学の素養がなく

<sup>11</sup> 1932年（昭和7年）、各分野の有志が「國語の實際的な改善に尽くすため」として「國語愛護同盟」が誕生し、その中に翌年11月に金澤潔判事を中心として設けられた「法律部」がその前身。この法律部には裁判官や弁護士の加入者が多く、最初の課題は判決の口語化であった。1937年（昭和12年）5月、「國語愛護同盟」は「國語協會」と合同し、法律部は引き続き協會の一部となる。

とも) 自己の所信や考えの筋道を正確に、自由に表現し、判決の質を高められる」ことを真の意義として強調しており(金澤潔 1941:150-152)、注目に値する。

ただ、いざ実際に口語体で判決を書こうとすると一筋縄ではいかず、困難を伴ったことは上でみたとおりである。これについて、原嘉道枢密院副議長(当時)は、「文語體の行はれた歲月は甚だ長く、或は我が邦に文章あつて以來と云つても宜いのかと思はれるから、僅か十五年や二十年前から漸く用ひられて來た口語體で、直ちに全面的に文語體に代らしめようとするのは無理かと思ふ。口語體が今後幾多人士の工夫、考案に依り、益々洗練され整理されて、國民が卑俗とか冗漫とか感じないやうな立派な文體にまで發達したときは、法も裁判も當然其の文體で書かれるに至るは疑を容れない」(国語協會法律部編 1939「序」)とし、試行錯誤のうでで判決にふさわしい口語文体を練り上げていくことの必要性を述べている。

## 5. まとめ

以上、山下辰夫判事が、戦後に公文書が一斉に口語化される以前に飢肥区裁判所で書いた口語体判決を取り上げ、山下自身の非口語体判決、および前任の櫻木判事の口語体判決と比較することにより、山下の口語化をめぐる模索について考察した。山下は、櫻木の影響を受けつつも、櫻木とは異なり、ひらがなでなくカタカナによる伝統的なスタイルに回帰し、主文に命令形を用いたり、非口語体を用いてみたりするなど、独自に口語化を追求した跡が見て取れた。ともに口語体判決を企図しながら異なる様相を呈す二人の裁判官の判決は、口語化が一筋縄ではいかなかったこと示している。

このように、当時の裁判官にとって判決口語化が容易でなかったことには、大きく二つの理由があるとみられる。ひとつは、伝統的な漢文訓読系の文体が備える「威厳」や「洗練」を維持し、原嘉道枢密院副議長(当時)の言う「卑俗とか冗漫とか感じないやうな立派な文體」を実現するには、どのような口語表現を選択すればよいのかわからなかったためだといえる。その難しさは、山下判事が一度は主文に「支拂エ」型の命令形を採りながら、後に非口語体「支拂フベシ」型に回帰したことにもよく表れている。

もうひとつは、裁判の平易化・民衆化をめざす革新的な動きの一方で、伝統を維持し裁判所の権威を保持しようとする体制が存在したためだといえる。山下が、文言の口語化により判決の大衆化を図りながらも、形式面では伝統的なカタカナを維持したり主文に非口語体を用いた背景には、急進的な改革を回避し新旧のバランスをとる意図があった可能性がある。

判決口語化の模索は、実践と思想との両面で進行していたといえる。

参考文献

金澤潔（1941）「口語体判決を書いて」国語協会法律部編集『口語体判決集』：149-160.

国語協会法律部編（1939）『判決の口語化その他』東京：国語協会.

千種達夫（1948）『裁判閑話』東京：巖松堂書店.

永澤済（2016）「近代民事判決文書の口語化—ある裁判官の先駆的試み—」『東京大学言語学論集』第37号，本文：pp.147-160，別表・資料：pp.e55-68（電子版），東京大学言語学研究室.

穂積重遠（1930）「有閑法學（二）」『法律時報』2-1：31-35.

森馥（1939）「口語體判決と威嚴との關係」国語協会法律部編『判決の口語化その他』：88-90.

## Another Attempt to Colloquialize Civil Court Judgments in Modern Japan: Between Tradition and Innovation

Itsuki Nagasawa

nagasawaitzuki@gmail.com

Keywords: colloquialization, colloquial style, unification of the written and spoken language, modern Japanese, civil trials, court judgments

### Abstract

Nagasawa (2016) described one judge's pioneering attempt to colloquialize Japanese court judgments in the early Showa period, before the wholesale conversion to the colloquial style that occurred after World War II. The author found that one of his successors in the Obi-ku (ward) local court (now part of Miyazaki prefecture) also had written judgments in a colloquial style. Although they were generally modeled on the predecessor's style, they were written in his original style: he chose katakana, one of the two Japanese syllabaries, to write court judgments, instead of hiragana, the other syllabary, which his predecessor had preferred; he tried using the colloquial imperative form in one of the main texts of his judgment. The different colloquial styles of the two judges show that the colloquialization of court judgments was not a simple process.

(ながさわ・いつき 名古屋大学)